

立川市無電柱化推進計画 【概要版】

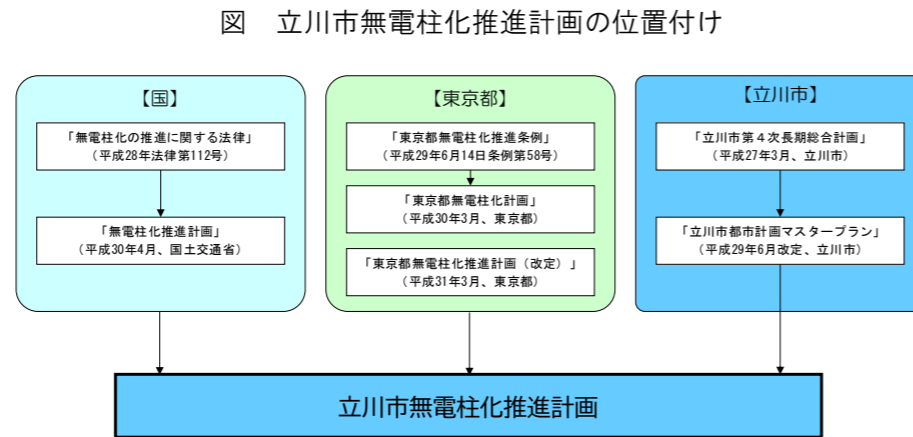
1. 計画策定の趣旨

計画の目的

本計画は、立川市における無電柱化の推進に関する基本的な考え方等を示すとともに、優先的に無電柱化する路線を明確にすることで、市道における無電柱化を総合的・計画的に推進していくことを目的とします。

計画の位置付け

本計画は、無電柱化法第8条第2項に規定された「無電柱化推進計画」に相当する計画で、「立川市第4次長期総合計画」及び「立川市都市計画マスタープラン」の都市整備に関わる計画として位置付けるとともに、市の各種計画とも整合を図っていきます。



2. 無電柱化の現況

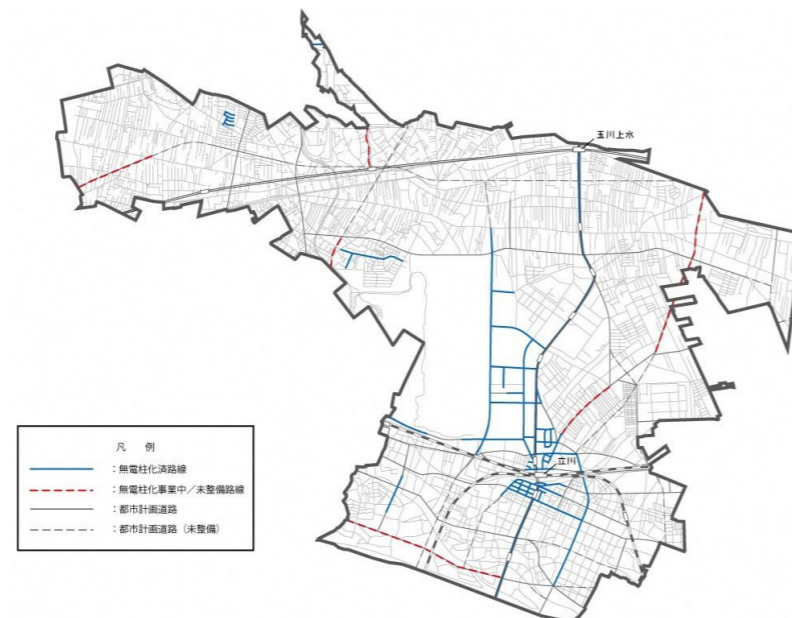
市内の無電柱化状況は、市認定路線の全体延長 259km のうち、令和元年8月時点の無電柱化整備延長は約10kmで、整備率約3.8%となっています。

表 市内の無電柱化整備状況

路線	延長 (m)	整備延長 (m)	整備率 (%)
1級市道	27,939	4,045	14.48
2級市道	22,161	2,145	9.68
一般市道	209,192	3,757	1.80
合計	259,292	9,947	3.84

※令和元年8月現在

図 市内の無電柱化実施済路線及び計画路線図



3. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

本計画では、3つの柱を基本方針として定めます。

出典：「無電柱化ってなに？～東京を安全で美しい街に～」(東京都ホームページ)

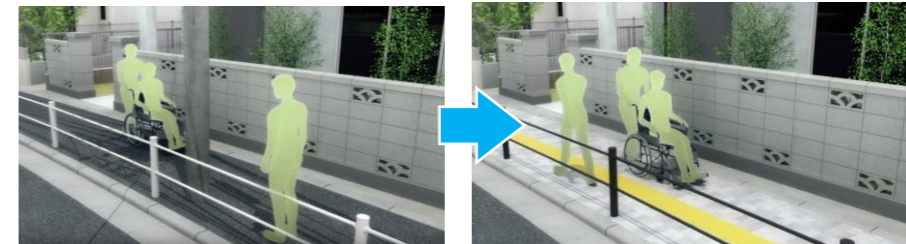
基本方針1：都市防災機能の強化（防災）

災害時における電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ、ライフラインの安定供給や救急活動の円滑化を図ります。



基本方針2：安全で快適な歩行空間の確保（安全・快適）

歩道内の電柱をなくし、子どもや高齢者、車いすやベビーカー等、誰もが安全で快適に利用できる歩行空間を確保します。



基本方針3：良好な都市景観の創出（景観）

景観を阻害する電柱や電線類をなくし、良好で美しい都市景観を創出します。



整備方針

- 1) 整備効果の高い路線の集中的な整備の推進
- 2) 多様な整備手法の活用
- 3) 関係事業者等との連携強化
- 4) 補助制度等を活用した財源の確保

4. 無電柱化の推進に関する整備計画

■計画の期間：令和2（2020）年度～令和11（2029）年度までの10年間

■整備目標：

本計画期間内において、優先整備予定路線よりチャレンジ路線の認定が見込まれる現道1路線を含め、優先的に整備を推進する路線として、以下に示す路線の無電柱化の事業着手を目指します。

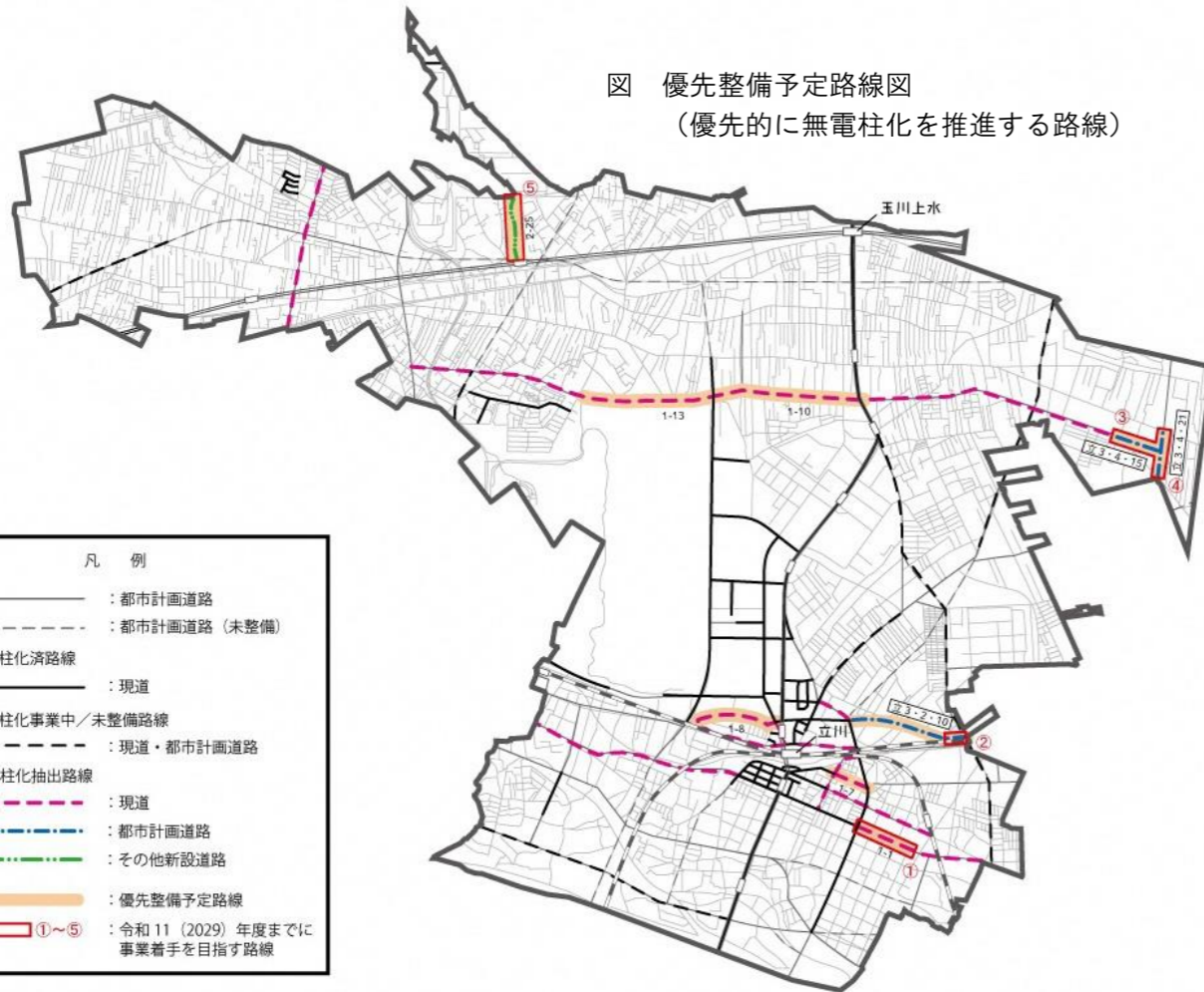
<令和11（2029）年度までに事業着手を目指す路線>

【現道】	区間延長：360m
①立川市道1級1号線（主地道16号～市道南375号）	
【都市計画道路】	区間延長：970m
②立川3・2・10号線（市道1級8号～立川3・3・30） 150m*	
③立川3・4・15号線（市道1級10号～立川3・4・21） 270m	
④立川3・4・21号線（国分寺3・4・10～主地道7号） 550m	
【その他新設道路】	区間延長：510m
⑤立川市道2級25号線（駅前広場～市道2級17号）	

※概成区間を除く新設区間150mを計上

<優先整備予定路線>

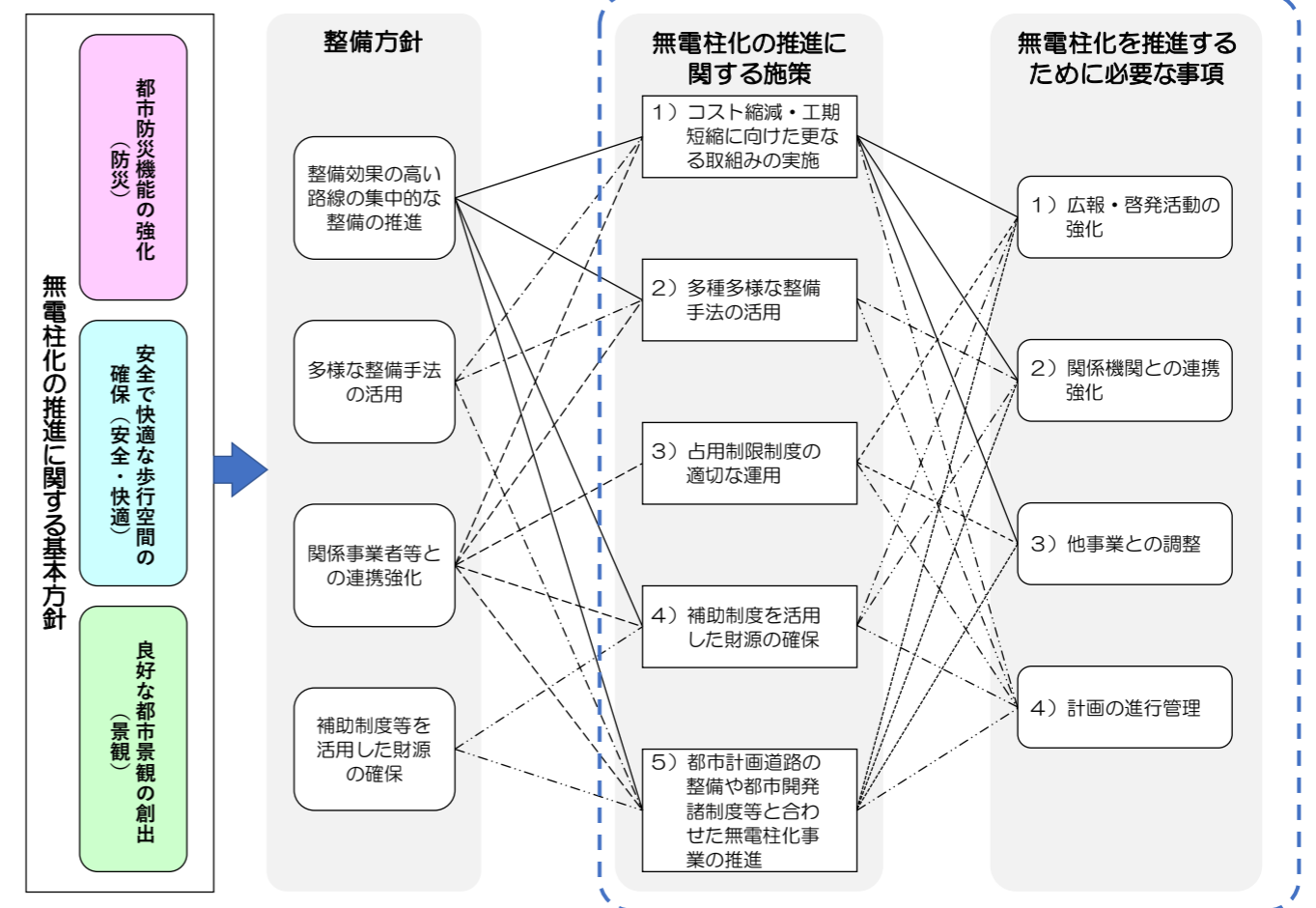
図 優先整備予定路線図
（優先的に無電柱化を推進する路線）



5. 無電柱化の推進に関する施策等

無電柱化の推進に関する3つの基本方針とこれに基づく整備方針を確立していくため、無電柱化の推進に関する施策と、施策を推進していくために必要な事項を定め、以下のとおり体系付けます。

図 推進計画の体系



無電柱化整備前



無電柱化整備後のイメージ